

# 指定生活介護事業所「ライフクリエートかほく」 運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定生活介護事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた介護・介助および指導・訓練等の生活支援を適切に行う。

- 2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な生活支援の提供ができるよう、努めるものとする。
- 4 前三項のほか、厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 石川県かほく市七窪八7番1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名  
サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、利用者およびその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する生活介護の利用の申し込みに係る調整やサービス内容の管理等を行う。
- (3) 生活支援員 5名以上  
生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族の各種相談に関することに従事する。
- (4) 看護職員 1名  
看護職員は、利用者の健康管理及び事業所内の衛生管理を行う。また、生活支援員等へ利用者の健康管理への取り組み及び事業所の衛生管理への取り組みについて助言・指導する。
- (5) 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日・営業時間、利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月15日、12月29日から1月3日の期間は休業とする。
- (2) 営業時間 午前10時より午後4時までとする。
- (3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(指定生活介護の内容)

第7条 本事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体の介護
- (5) 機能訓練
- (6) 創作的活動
- (7) 生産的活動
- (8) 余暇活動
- (9) 健康管理
- (10) 利用者又は家族に対する相談及び助言

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者(以下、「支給決定障害者」という)から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける事ができる。

- ① 食事の提供に要する費用の実費相当額
- ② 創作的活動に係る材料費の実費相当額
- ③ 入浴に係る水道光熱費の実費相当額
- ④ その他、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させるのが適当と認められるもの

4 事業所は第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該

費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、かほく市、羽咋市、内灘町、津幡町、宝達志水町、志賀町の区域とする。これ以外の地域に関しては、必要性、緊急性を考慮して検討する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定生活介護によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定生活介護によるサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定生活介護によるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

第14条 提供した指定生活介護によるサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定生活介護によるサービスに関し、関係法規に基づき市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。
- 4 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の早期発見に努めるものとする。

- 2 虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町村担当窓口に通告するものとする。
- 3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 5 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
    - ① 生活介護個別支援計画
    - ② 具体的なサービスの内容等の記録
    - ③ 市町村への通知に係る記録
    - ④ 身体拘束等に係る記録
    - ⑤ 苦情の内容等の記録
    - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 指定自立訓練（生活訓練）事業所「ライフクリエートかほく」運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活訓練事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定生活訓練事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた介護・介助および指導・訓練等の生活支援を適切に行う。

- 2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な生活支援の提供ができるよう、努めるものとする。
- 4 前三項のほか、厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 石川県かほく市七窪八7番1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名  
サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、利用者およびその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する生活介護の利用の申し込みに係る調整やサービス内容の管理等を行う。
- (3) 生活支援員 1名以上  
生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族の各種相談に関することに従事する。

## （営業日・営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月15日、12

月29日から1月3日の期間は休業とする。

(2) 営業時間 午前10時より午後4時までとする。

(3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、6名とする。

(指定自立訓練(生活訓練)の内容)

第7条 事業所で行う指定自立訓練(生活訓練)及び指定宿泊型自立訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定自立訓練(生活訓練)計画の作成
- (2) 日常生活能力(食事等)を向上させるための支援
- (3) 日常生活の相談支援
- (4) 関係サービス機関との連絡調整等の支援

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定を受けた障害者(以下、「支給決定障害者」という)から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける事ができる。

- ① 食事の提供に要する費用の実費相当額
- ② その他、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させるのが適当と認められるもの

4 事業所は第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、かほく市、羽咋市、内灘町、津幡町、宝達志水町、志賀町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業所の従事者は、指定自立訓練（生活訓練）によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急運搬等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）のサービスの提供により、事故が発生した場合は、事故の状況や事故の際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（苦情解決）

第14条 提供した指定自立訓練（生活訓練）によるサービスに関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定自立訓練（生活訓練）によるサービスに関し、関係法規に基づき市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

4 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町村担当窓口に通告するものとする。

3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定生活訓練の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活訓練を提供した日から5年間保存しなければならない。
  - ① 自立訓練（生活訓練）個別支援計画
  - ② 具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 市町村への通知に係る記録
  - ④ 身体拘束等に係る記録
  - ⑤ 苦情の内容等の記録
  - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。



# 指定短期入所事業所「ライフクリエートかほく」運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた介護・介助および指導・訓練等の生活支援を適切に行う。

- 2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な生活支援の提供ができるよう、努めるものとする。
- 4 前三項のほか、厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 石川県かほく市七窪八7番1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名  
サービス管理責任者は、生活支援員がサービス提供記録を作成する事を指導する。そしてサービスの管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行う。
- (3) 生活支援員 1名  
生活支援員は、サービス提供記録を作成するほか、事業所に対する短期入所の利用の申し込みに係る調整やサービス内容の管理等を行う。

## （営業日・営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月15日、12

月31日から1月3日の期間は休業とする。

(2) 営業時間 1日目は午前8時から。最終日は午後6時までを原則とする。

(3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、6名とする。

(短期入所の内容)

第7条 本事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 給食サービス

(2) 入浴サービス

(3) 送迎サービス

(4) 日常生活に関する相談

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者（以下、「支給決定障害者」という）から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける事ができる。

① 食事の提供に要する費用の実費相当額

② その他、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させるのが適当と認められるもの

4 事業所は第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、かほく市、羽咋市、内灘町、津幡町、宝達志水町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業所の従事者は、指定短期入所によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急運搬等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対する指定短期入所のサービスの提供により、事故が発生した場合は、事故の状況や事故の際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（苦情解決）

第14条 提供した指定短期入所によるサービスに関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所によるサービスに関し、関係法規に基づき市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

4 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 本事業所は、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町村担当窓口に通告するものとする。

3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しなければならない。
  - ① 具体的なサービスの内容等の記録
  - ② 市町村への通知に係る記録
  - ③ 身体拘束等に係る記録
  - ④ 苦情の内容等の記録
  - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 指定相談支援事業所「ライフクリエートかほく」 運営規程

## （事業の目的）

第1条 障害のある利用者の成長・発達と社会生活能力の向上を目的とし、利用者の意向を尊重して、福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫する。そして、利用者の生活を支援するとともに、利用者及びその家族の生活の安定・向上を目的とする。

## （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談及びサービス利用計画作成等の援助を適切に行うものとする。

2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業にあたっては、利用者の必要ときに必要な相談支援の提供ができるよう、努めるものとする。

4 前三項のほか、厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 ライフクリエートかほく

(2) 所在地 石川県かほく市七窪八7番1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

## （営業日・営業時間、利用定員）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月15日、12月29日から1月3日の期間は休業とする。

(2) 営業時間 午前9時より午後6時までとする。

(3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、電話対応を24時間体制で実施するものとし、また事業所の行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

る。

(指定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務
- (2) サービス利用計画の作成に関する業務 等

- 2 法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、法第32条第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。
- 3 第7条に規定する通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。
- 4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町、金沢市の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第8条 サービスを利用するにあたって、利用者及びその家族は主体性を持ち、自ら参加するとともに、利用者の課題の解決に向け、支援者と共に意欲的に取り組むものとする。

(緊急時における対応)

第9条 事業所の従業者は、指定相談支援によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定相談支援によるサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定相談支援によるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

第12条 提供した指定相談支援によるサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応す

るために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定相談支援によるサービスに関し、関係法規に基づき市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。
- 4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 本事業所は、虐待の早期発見に努めるものとする。

- 2 虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、福祉事務所や児童相談所、市町村担当窓口に通告するものとする。
- 3 当事業所内において、虐待が発生しないよう職員教育に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 本事業所は、職員に資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた障害者及び家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

（1）指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録

（2）個々の障害者等ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

- ① サービス利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ 担当者会議等の記録
- ④ モニタリングの記録
- ⑤ 市町村への通知に係る記録
- ⑥ 苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 6 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

# 日中一時支援事業運営規定

## （事業の目的）

第 1 条 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、本人及び家族の生活の安定・向上を目的とする。

## （運営の方針）

第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が一時的に居宅において日常生活を営むことができない際に、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を、一時的に提供し、本人および家族の生活の安定を図る。

- 2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要となしに必要な福祉サービスの提供ができるよう、努めるものとする。
- 4 前三項のほか、各市町村との委託契約書に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 かほく市七窪八 7 番 1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員）
- (2) 生活支援員 1 名。学校が休業日に関しては必要に応じて配置する。但し、実際のサービス提供時間のみの勤務とする。

## （営業日及び営業時間）

第 5 条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜日で営業日と定めてある日
- (2) 但し、8 月 15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休日とする。
- (3) 営業時間は、送迎時間を含め午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、ライフクリエートかほくの生活介護事業、生活訓練事業、就労継続・就労移行事業の利用者に関しては、個別の利用を考慮して延長することができる。

## （日中一時支援事業の内容）

第 6 条 本事業所で行う日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員は 10 名
- (2) 給食サービス
- (3) 送迎サービス



- (4) 入浴サービスについては、要望に応じ実施を検討する。  
入浴を実施した場合は、1回300円の入浴料を徴収する。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第7条 日中一時支援を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から必要経費の1割の居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。(但し、各市町村で負担割合は異なる)
- 2 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。
  - 3 食費を徴収する。中学生以上は、朝食300円、昼食650円、夕食650円。  
小学生は、朝食300円、昼食300円、夕食450円とする。

(通常の事業の送迎の実施地域)

- 第8条 通常の事業の送迎の実施地域は、かほく市、河北郡、この他の地域は相談により検討する。  
送迎費の片道料金は、かほく市内150円、かほく市周辺200円、それ以外250円とする。  
かほく市周辺とは内灘町、津幡町、宝達志水町、羽咋市とする。

第9条 (当事業者利用に当たっての留意事項)

- 1 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- 2 所持品・備品等の持込については、危険物を除き自由とする。
- 3 事業所内での利用者の「営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動」は禁止する。
- 4 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 現に日中一時支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

- 第11条 提供した日中一時支援事業に関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した日中一時支援事業に関し、障害者自立支援法の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。
  - 4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった

後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

- 3 本事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をかんけつの日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。